

○旅館業の適正な運営の確保に関する条例改正案

昭和39年4月1日条例第63号

(目的)

第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第3条第3項第3号及び第4項、第4条第2項並びに第5条第1項第4号の規定並びに旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）第1条第1項第8号、第2項第7号及び第3項第5号の規定に基づき、条例に委任された事項を定めるとともに、旅館業（法第2条第1項に規定する旅館業をいう。以下同じ。）の営業者（法第3条第1項の許可を受けて旅館業を営む者をいう。以下「営業者」という。）が営業施設（旅館業の施設をいう。以下同じ。）周辺の生活環境への悪影響を防止するために講ずべき措置等を定めることにより、旅館業の適正な運営を確保することを目的とする。

（営業施設の構造設備の基準）

第2条 政令第1条各項の営業施設の構造設備は、規則で定める基準による。

第3条から第5条まで 削除

（構造設備の基準の特例）

第6条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和39年兵庫県条例第55号）第2条第3号に規定する第3種地域内又は同条第4号に規定する第4種地域内における風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に掲げる営業のための施設に係る第2条の規定の適用については、規則で定める。

（構造設備の基準の緩和）

第7条 季節的状況、地理的状況その他特別の事情により第2条の基準による必要がない場合又は当該基準によることができない場合であつて、かつ、公衆衛生の維持に支障がないと知事が認めるときは、当該基準によらないことができる。

（施設の指定等）

第8条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による条例で定める施設は、次のとおりとする。

（1）図書館（図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定するものをいう。）

- (2) 博物館（博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定するものをいう。）及び指定施設（同法第31条第2項に規定するものをいう。）
- (3) 公民館（社会教育法（昭和24年法律第207号）第5章に規定するものをいう。）
- (4) スポーツ施設（スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第12条第1項に規定するスポーツ施設及びこれに類する施設で、国又は地方公共団体が設置するものをいう。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、青少年の教育その他その健全な育成を目的として青少年の利用に供される施設のうち知事が指定するもの

2 法第3条第4項（法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による条例で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 当該施設の設置者が国であるときは、当該施設の長
- (2) 当該施設の設置者が地方公共団体であるときは、当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会
- (3) 当該施設の設置者が国又は地方公共団体以外の者であるときは、当該施設についての監督官庁（当該施設についての監督官庁がないときは、当該施設の所在する市町の長）

（周辺住民等への説明等）

第9条 営業者、従業者その他の営業施設の管理に従事する者（以下「営業従事者」という。）が、営業施設に人を宿泊させる間、常駐（営業施設と同一又は隣接する敷地に常時滞在することをいう。以下同じ。）しない施設（以下「非常駐型施設」という。）において法第3条第1項の許可を受けて旅館業を営もうとする者（以下「非常駐型施設営業予定者」という。）は、当該許可の申請に係る旅館業の内容を周知するため、当該申請を行う前に、規則で定める周辺住民その他の関係者（以下「周辺住民等」という。）に対し、説明会の開催その他規則で定める措置を行わなければならない。

2 非常駐型施設営業予定者は、前項の規定による説明会の開催その他同項の措置を行った場合において、周辺住民等から旅館業の実施に伴う営業施設周辺の生活環境への影響に関して意見又は要望があったときは、適切かつ迅速に対応しなければならない。

3 非常駐型施設営業予定者は、第1項の規定により開催した説明会の内容及び同項の規定により行った措置の内容を記録した書類その他規則で定める書類を、あらかじめ知事に提出しなければならない。

(営業者の地位の承継に係る準用)

第10条 前条の規定は、法第3条の2第1項又は第3条の3第1項の規定により知事の承認を受けて営業者の地位を承継し、非常駐型施設において旅館業を営もうとする者について準用する。

2 前条の規定は、法第3条の4第1項の規定により知事の承認を受けて営業者の地位を承継し、非常駐型施設において旅館業を営もうとする者について準用する。ただし、特別の事情があると知事が認める場合には、前条第1項の説明会の開催その他規則で定める措置の実施及び同条第3項の書類の提出は、承認の申請後10日以内に行うものとする。

(管理体制の変更届等)

第11条 営業者は、非常駐型施設以外の営業施設（以下「常駐型施設」という。）における営業から非常駐型施設における営業に変更したとき又は非常駐型施設における営業から常駐型施設における営業に変更したときは、変更した日から10日以内に、届出書を知事に提出しなければならない。

2 営業者は、常駐型施設における営業から非常駐型施設における営業に変更する場合は、その内容を周知するため、規則で定めるところにより、変更前に、周辺住民等に対し、説明会の開催その他規則で定める措置を行わなければならない。

3 営業者は、前項の規定による説明会の開催その他同項の措置を行った場合において、周辺住民等から旅館業の実施に伴う生活環境への影響に関して意見又は要望があつたときは、適切かつ迅速に対応しなければならない。

4 営業者は、第2項の規定により開催した説明会の内容その他同項の措置の内容を記録した書類その他規則で定める書類を、第1項の届出書に添付しなければならない。

(営業施設について講ずべき措置の基準)

第12条 法第4条第1項の規定による営業施設について営業者が講じなければならない措置は、規則で定める基準による。

2 知事は、営業施設の特异性により前項の基準によることが適当でないと認めるときは、公衆衛生の維持のために必要な特別の措置を命ずることができる。

(宿泊を拒むことができる事由)

第13条 法第5条第1項第4号の規定による条例で定める事由は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊料を支払う能力がないと認められること。
- (2) 身体、衣服等が著しく不潔で、他の宿泊者に迷惑をかけるおそれがあると認められること。
- (3) 泥酔し、又は言動が著しく異状で、他の宿泊者に迷惑をかけるおそれがあると認められること。

(営業施設周辺の生活環境への悪影響の防止のための措置)

第14条 営業者は、次項に定めるもののほか、宿泊者による騒音を生じさせる行為その他の営業施設周辺の生活環境に悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為の発生を未然に防止するために、規則で定める措置を講ずるよう努めなければならない。

2 営業者は、書面の備え付けその他の適切な方法により、宿泊者に対し、騒音の発生の防止のために配慮すべき事項その他の営業施設の利用に伴う当該営業施設周辺の生活環境への悪影響の防止に関して必要な事項として規則で定める事項を説明しなければならない。

3 営業者は、前項の規定に基づき説明を行う場合において、宿泊者が外国人観光旅客等であって日本語を理解できないものであるときは、外国語を用いて説明しなければならない。

4 営業者は、宿泊者が営業施設周辺の生活環境に悪影響を及ぼす行為又は悪影響を及ぼすおそれがある行為を行ったことを把握した場合は、当該宿泊者に対し、これらの行為の中止を求める等必要な措置を講じなければならない。

(苦情等への対応)

第15条 営業者は、周辺住民等からの苦情又は問い合わせを受けるための窓口を設置するとともに、当該窓口において受け付けた苦情又は問合せについては、適切かつ迅速に対応しなければならない。

2 営業者は、第1項の措置により苦情又は問い合わせを受けた場合は、その内容及び対応状況に関して規則で定める事項を記載した記録を作成し、3年間保存しなければならない。

3 知事は、必要があると認めるときは、営業者に対し、前項の記録の提出を求めることができる。

(体制の整備)

第16条 営業者は、非常駐型施設において、旅館業を営む場合は、必要に応じて営業従事者がおおむね10分以内に当該非常駐型施設に到着することができる体制を確保しなければならない。

(指導又は助言)

第17条 知事は、営業施設の利用に伴う営業施設周辺の生活環境への悪影響を防止するために必要

があると認めるときは、営業者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第18条 知事は、営業者が第9条（第10条において準用する場合を含む。）、第11条、第14条第2項から第4項まで、第15条又は第16条の規定に違反していると認めるときは、当該営業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた営業者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該営業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(立入調査)

第19条 知事は、前条の規定の施行に必要な限度において、営業者に対し、第9条（第10条において準用する場合を含む。）、第11条、第14条第2項から第4項まで、第15条又は第16条の措置の実施状況に関して報告を求め、又はその職員に、営業施設その他必要な場所に立ち入り、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第20条 知事は、営業者が第18条第2項の規定による命令に違反したときは、当該者の氏名その他規則で定める事項を公表することができる。

(補則)

第21条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。